

永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員（通算で15年・25年・35年に達した方）となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、ご本人からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願いいたします。

ホームページアドレス：<https://www.kyosaikai.or.jp/>

ホーム内の「福利厚生事業申込様式」をクリックしてください

※ご注意

- 平成15年1月以降に退職された場合は、共済会に履歴がございますので、在籍（在会）を証明する書類の添付は不要です。
- 平成15年1月より前に退職されていた場合は共済会で確認できません。その場合、退職された法人へ、在籍（在会）していたことを証明する書類をお願いすることになります。

大阪民間社会福祉事業者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

（目的）

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業者共済会（以下「共済会」という。）の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

（永年会員）

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。
 - (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
 - (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
 - (3) 共済会会員として通期で35年に達した者ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

（記念品）

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

（贈呈の方法）

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

